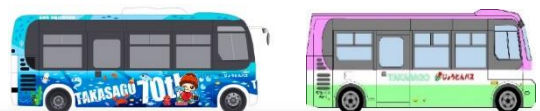


じょうとんバスの報告について

— 目 次 —

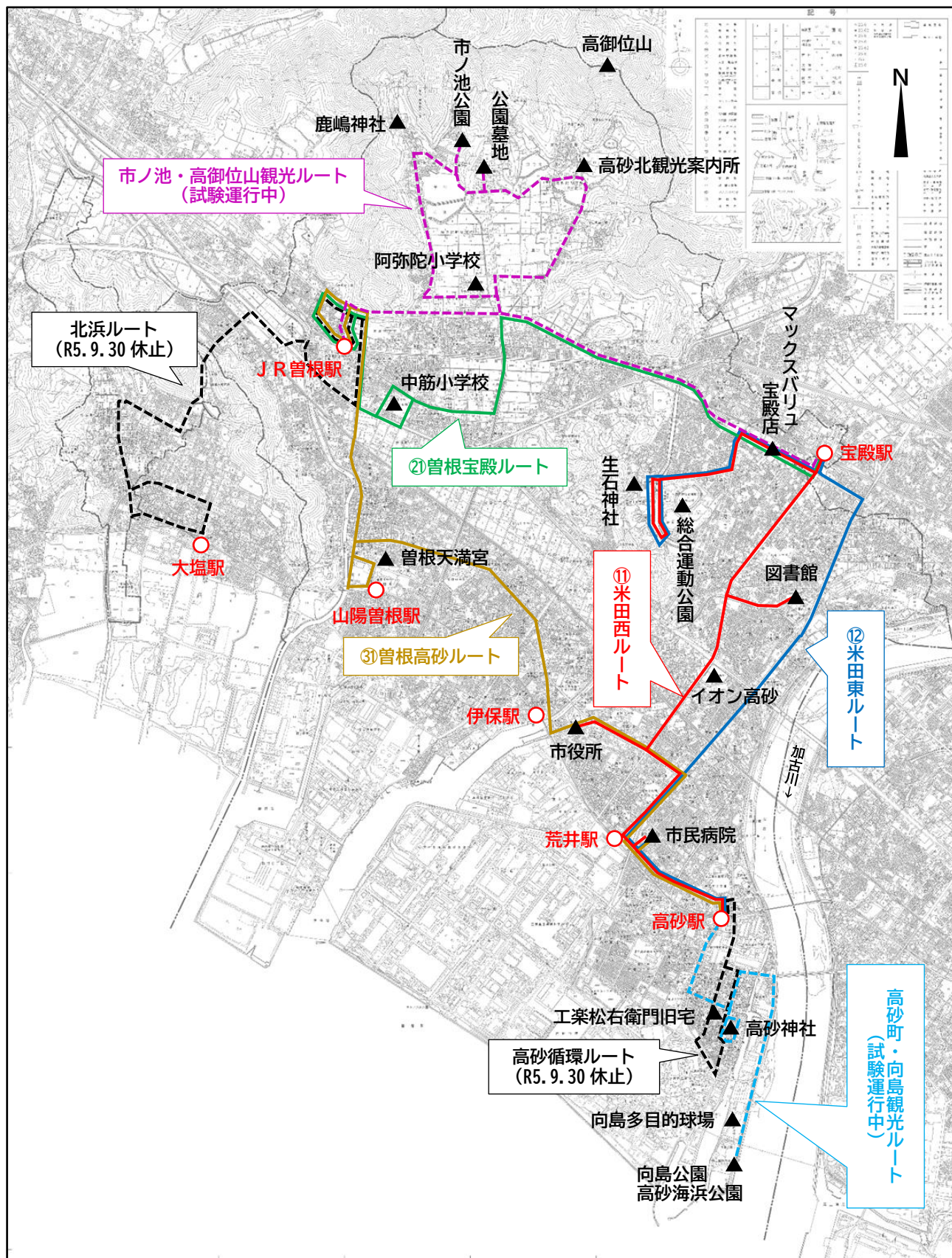
	ページ
報告1 市制70周年記念ラッピングバスについて	1
報告2 令和5年度の実績について	2～4
報告3 観光ルートの利用状況について	5～6
報告4 障がいのある小学生に対する運賃割引について	7
報告5 高齢者割引制度とマイナンバーカードの利用開始について	8
報告6 たかさご万灯祭臨時便について	9
報告7 高砂市地域公共交通計画の策定開始について	10～13

高 砂 市



高砂市コミュニティバス（**じょうとんバス**）路線図

令和6年4月1日現在



報告1 市制70周年記念ラッピングバスについて

本市は、令和6年7月1日に市制70周年を迎えたことから、市制70周年記念事業の一環としてデザインを募集し、5台あるじょうとんバスのうち1台にラッピングを施した。

(1) 運行開始

令和6年7月1日(月)

(2) デザイン募集期間

令和6年2月19日～令和6年3月29日

(3) 応募総数

53作品

(4) 選考方法

- ・一次選考

高砂市制70周年記念事業作業部会にて5作品に絞り込み

- ・最終選考(決定)

市ホームページ及び4月6日開催のむこうじまフェスタでの投票

(5) デザイン作成者

静岡県在住 星野 圭(ほしの けい) 様



7月13日 第10回むこうじまフェスタ(向島公園)で星野氏を迎えての表彰式



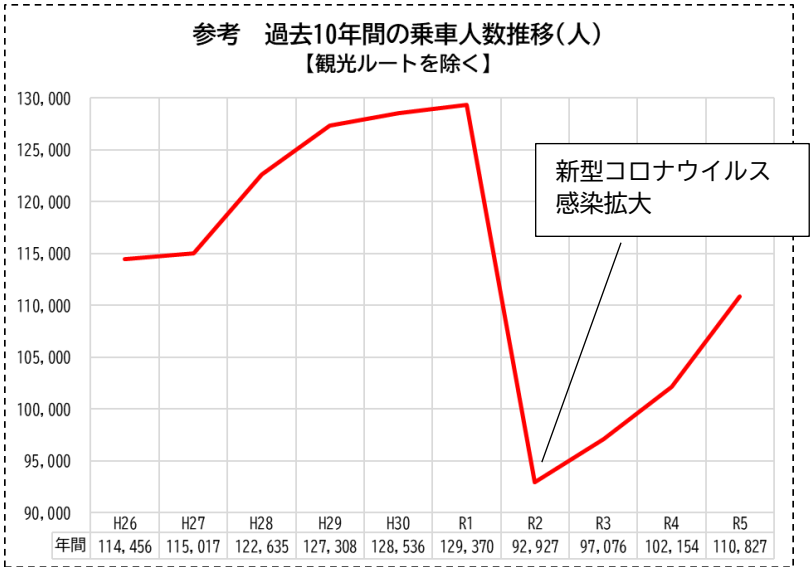
報告2 令和5年度の実績について

(1) 1年間の乗車人数（試験運行の観光ルートを除く）

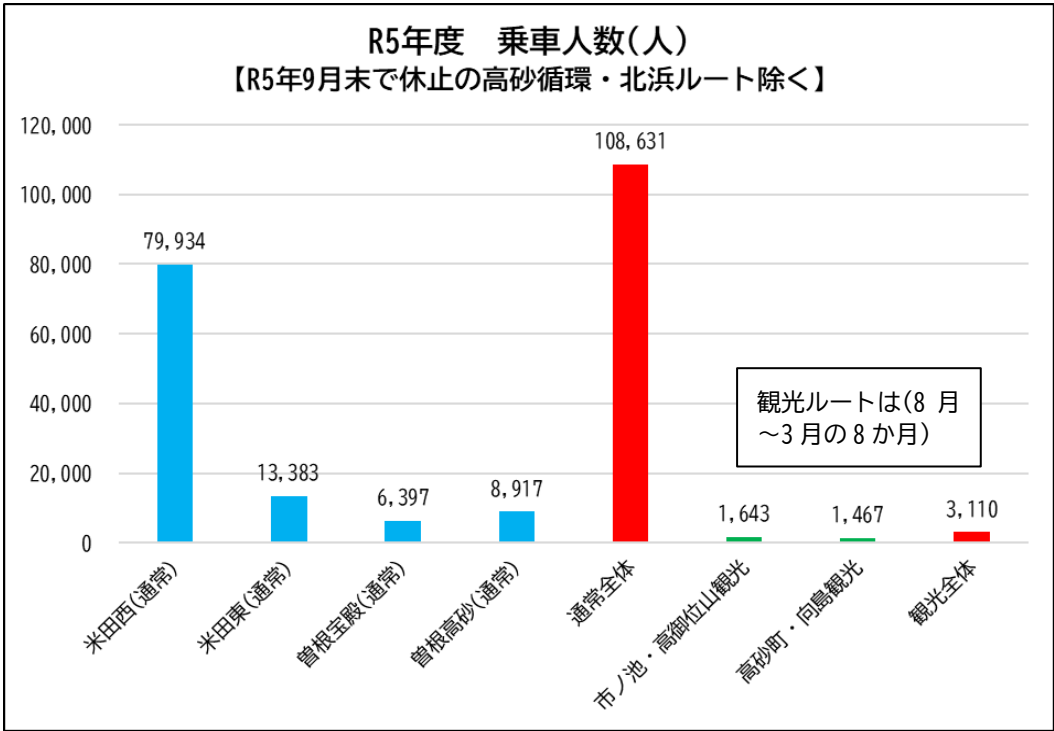
110,827人

参考

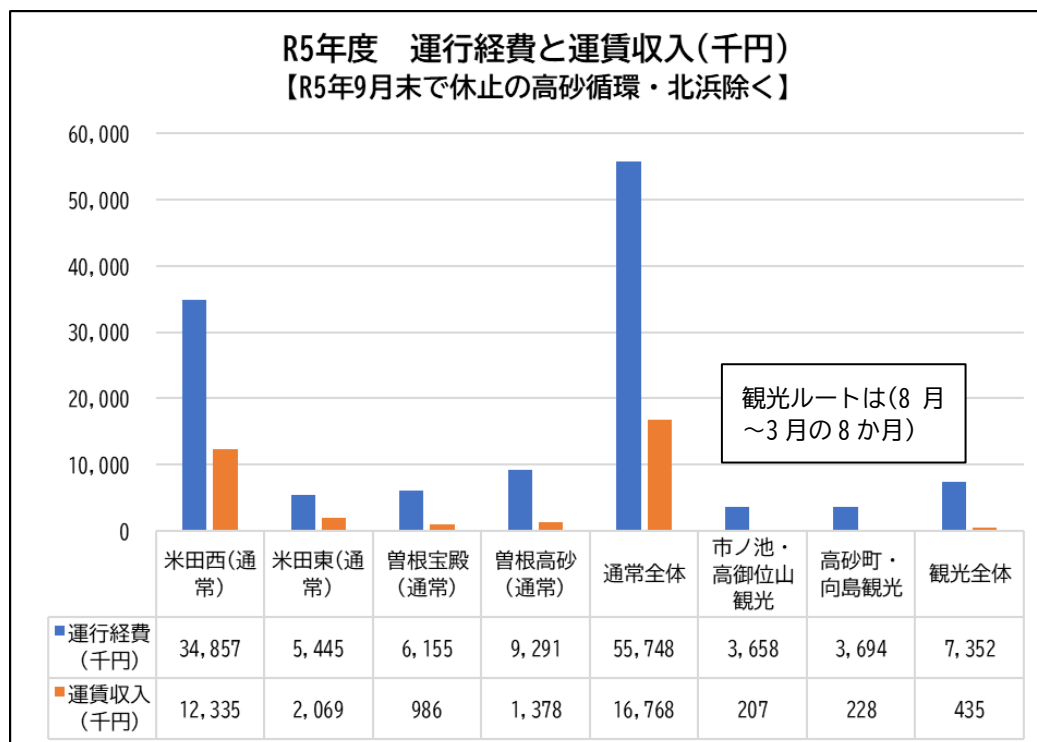
平成14年～令和2年平均	115,691人
令和3年	97,076人
令和4年	102,154人



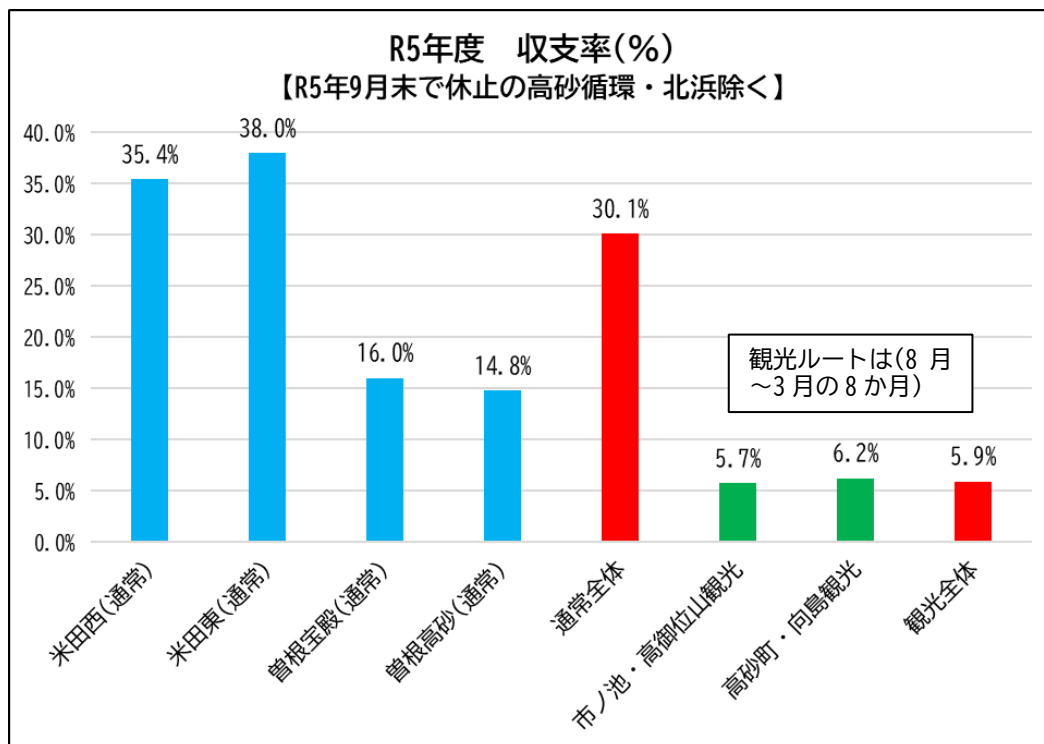
(2) 各ルートの乗車人数



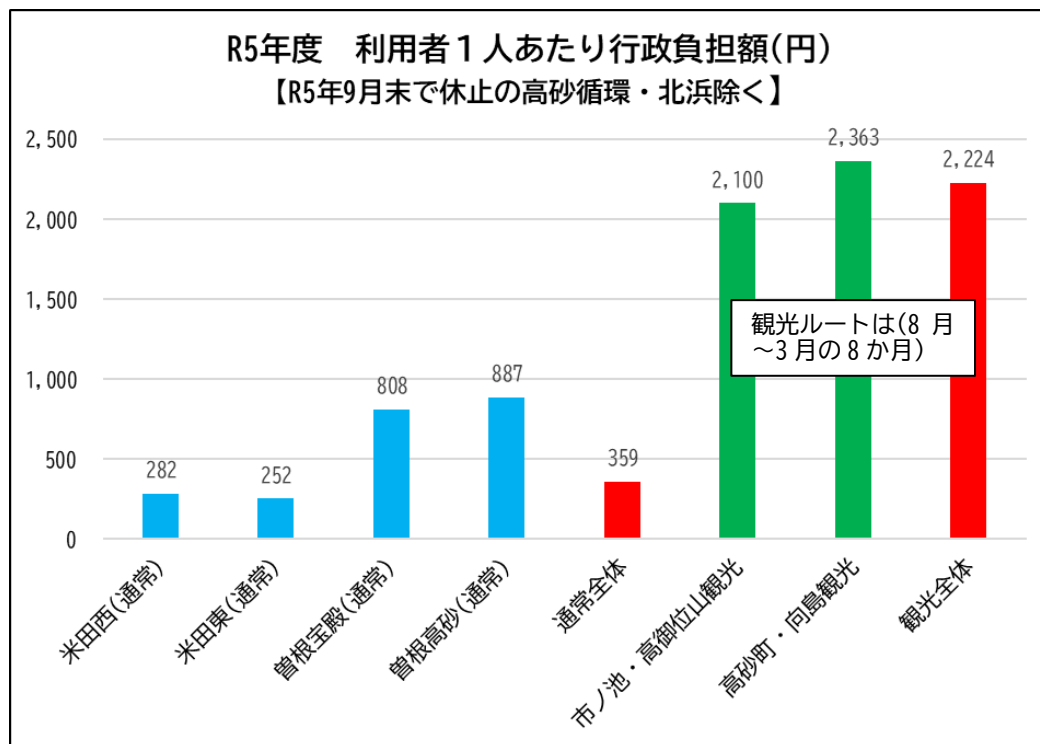
(3) 各ルートでの運行経費と運賃収入



(4) 各ルートの収支率

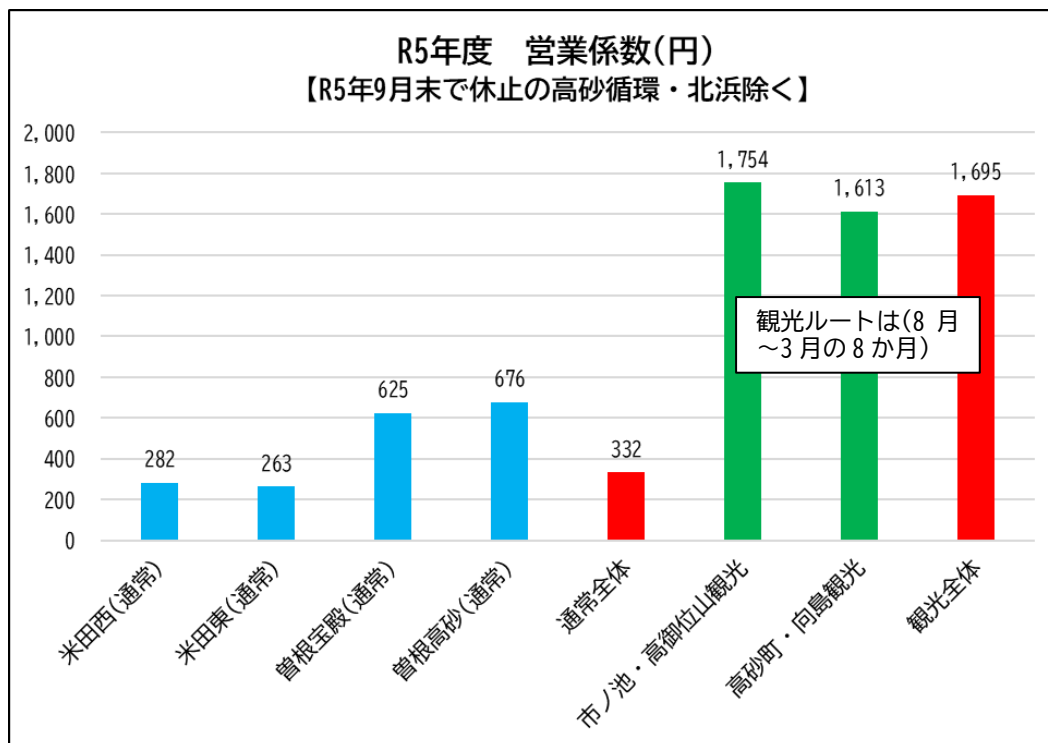


(5) 各ルートの利用者1人あたり行政負担額



(6) 各ルートの営業係数

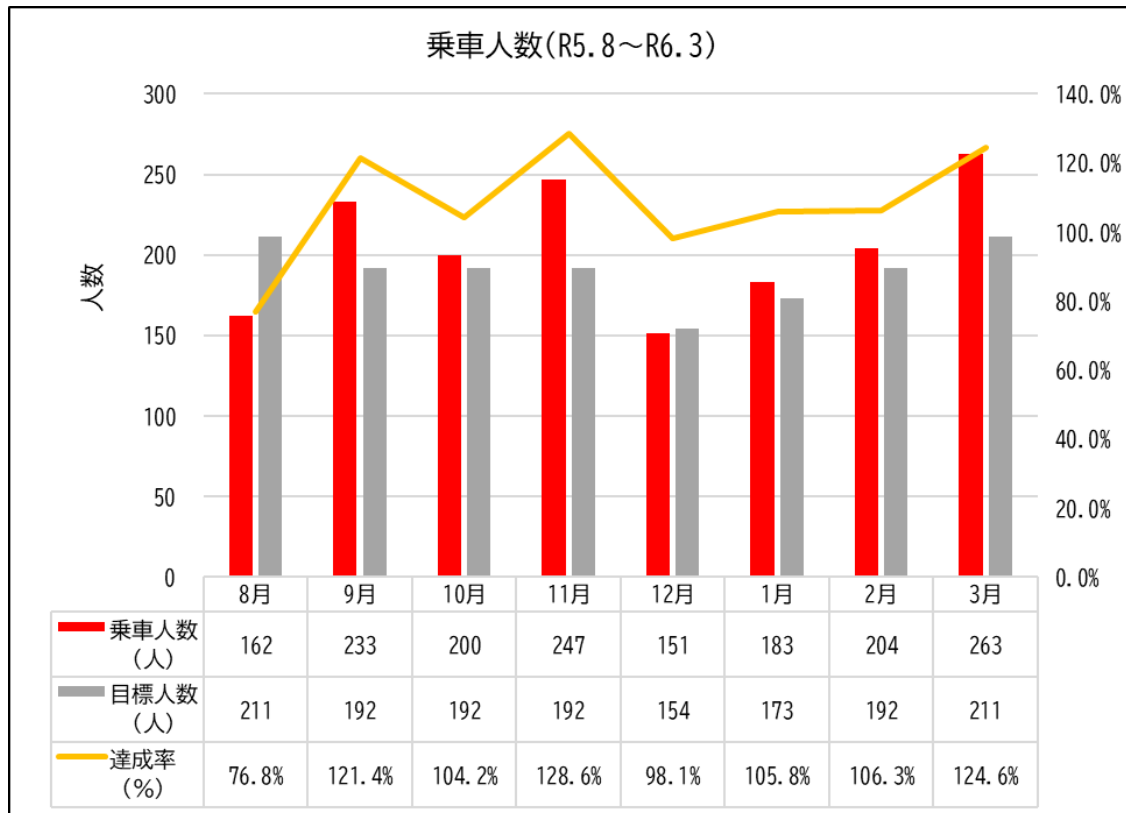
100円稼ぐために必要な経費 (100 ÷ 収支率)



報告3 観光ルートの利用状況について（R5/8～R6/3 8か月の試験運行）

(1) 市ノ池・高御位山観光ルート

- ・目標人数 1,517人 (1.6人／便×12便／日×79日)
- ・乗車人数 1,643人
- ・達成率 108.3%



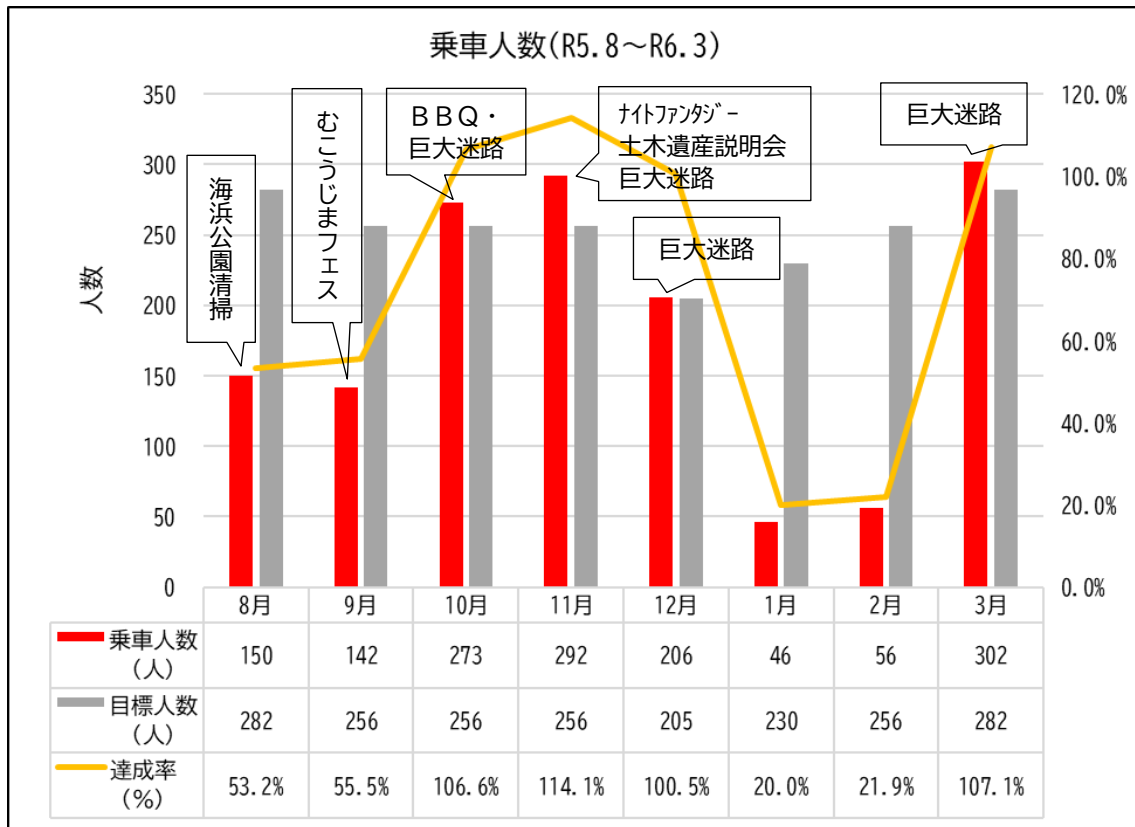
愛称：**じょうとんバスミニ**

1日あたり6往復（12便 R5年度実績）
使用車両：乗客定員9名のワゴン車タイプ



(2) 高砂町・向島観光ルート

- ・目標人数 2,023人 (1.6人/便×16便/日×79日)
- ・乗車人数 1,467人
- ・達成率 72.5%



※むこうじまフェス・巨大迷路：向島公園でのイベント



- ・1日あたり8往復(16便 R5年度実績)
- ・使用車両：乗客定員34名の従来から使用している小型バス



報告4 障がいのある小学生に対する運賃割引について【実施済み】

従来から小学生の運賃は、障がいの有無にかかわらず1乗車100円、1日乗車券150円としていたが、神姫バスの営業路線及び加古川市コミュニティバス（かこバス）において障がい者割引を採用していることから、本市においても下記のとおり割引を実施する。

割引開始日：令和6年4月1日

1乗車（片道）			
	中学生以上	小学生	小学生未満
一般	200円	100円	無料
障がい者	100円	100円(従来) ↓ 50円(新設)	無料
1日乗車券			
	中学生以上	小学生	小学生未満
一般	300円	150円	無料
障がい者	150円	150円(従来) ↓ 80円(新設)	無料

車内ポスター

下記の条件を満たす方

運賃半額

片道：200円 ⇒ **100円(小学生 50円)**
 一日乗車券：300円 ⇒ **150円(小学生 80円)**
 ※お支払いは現金のみ ※清算時、乗務員にご提示・お声かけください

・75歳以上の方
 ・運転経歴証明書(免許返納者)の所持者
 ・各種障がい者手帳の所持者

※割引制度の重複はできません
 ※割引を受けるには、それぞれの証明書が必要です

詳細はQRコードよりHPをご覧ください

お問合せ先：加古川市 都市創造部 都市政策課
 TEL:079-451-6799

※障がい者手帳：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称
 (厚生労働省ホームページより)

報告5 高齢者割引制度とマイナンバーカードの利用開始について

(1) 対 象 者 75歳以上

(2) 割引の開始 令和5年4月1日

(3) 割 引 率 半額
1乗車200円→100円、1日乗車券300円→150円

(4) 支払方法 【現在 令和6年12月1日まで】

「後期高齢者医療被保険者証」を降車時、乗務員に提示して現金で支払う。

【令和6年12月2日以降】（マイナンバーカードが各種健康保険証に移行）

「マイナンバーカード等の年齢確認ができる公的証明書※」を降車時、乗務員に提示して現金で支払う。

※

- マイナンバーカード（マイナ保険証）
- 後期高齢者医療保険被保険者証（有効期限内なら可）
- 運転免許証
- 資格確認書（マイナ保険証を保有していない方）

報告6 たかさご万灯祭臨時便について

(1) 日 時

令和6年9月14日(土)、15日(日)

(2) 臨時便対象路線

○11系統 往路：山陽高砂駅→JR宝殿駅間

中間バス停での降車可能

市民病院、高砂市役所、図書館を經由しない

復路：JR宝殿駅間→山陽高砂駅

回送のみ

(3) 臨時便運行実績

令和5年(実績)	令和6年(実績)
20:30 (50人)	20:00 (20人)
	20:30 (23人)
21:30 (26人)	21:00 (21人)
(計76人)	21:30 (31人)
	(計95人)

(4) 告知及び利用状況

市ホームページ、バス停、車内等告知ポスター

たかさご 万灯祭 2024

Takasago Mantousai

9月14日(土)・15日(日)

両日共18時点灯～21時消灯

山陽電車高砂駅南側一帯

山陽高砂駅 バス停発

午後8時00分
8時30分
9時00分
9時30分

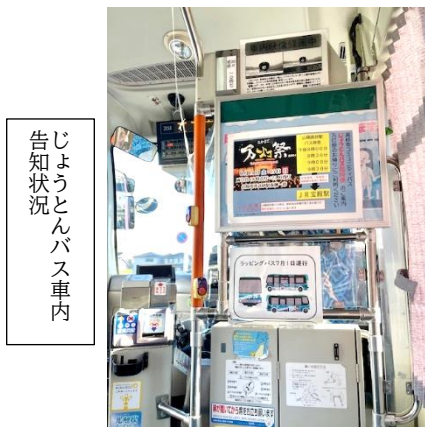
市民病院・市役所・図書館を經由しません

↓

JR宝殿駅

※ご注意ください 山陽高砂駅バス停は、駅前派出所横の地下道を抜けた駅の北側ロータリーにあります

高砂市コミュニティバス
 万灯祭のお帰りにご利用ください



報告 7 高砂市地域公共交通計画の策定開始について

前回（令和 6 年 2 月 14 日開催）の高砂市地域公共交通会議 協議資料の一部を再掲

(1) 策定期間

令和 6 年 7 月 2 日から 8 年 3 月 20 日

(2) 策定業務の委託先（受注コンサルタント）

中央コンサルタンツ(株)

(3) 地域公共交通計画とは

地域にふさわしい・望ましい旅客運送サービスの姿を明らかにする

“地域公共交通のマスタープラン”

(4) 根拠法令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下、「活性化再生法」という。）

第 5 条

地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を**作成するように努めなければならない。**

令和 2 年 11 月改正により

「作成することができる」から「努めなければならない」に変更

“努力義務化”

(5) 策定の背景にある要因（現状）

- 超高齢化 ➤ 免許返納が年々増加し自身で移動が困難
- 人口減少 ➤ 公共交通不便地の増加
- 赤字構造 ➤ コミュニティバスを含めた乗合バスの赤字構造
- 人手不足 ➤ 乗合バス、タクシー等の運転手不足

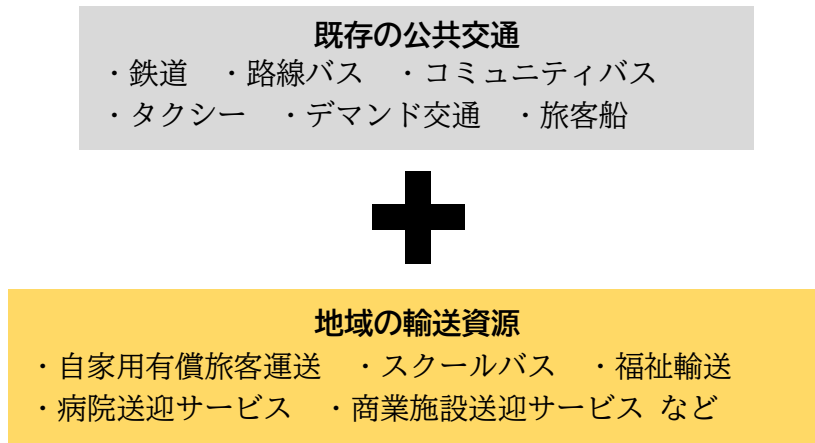
(6) 策定方法

- 国の「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき策定
- 地域の移動に関する関係者を集めて、活性化再生法に基づく協議会（以下、「**法定協議会**」）での協議を経て策定

活性化再生法第6条（協議会）

地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

- 路線バス、鉄道、タクシーなどの既存の公共交通に加え、**地域の輸送資源を最大限活用した持続可能なサービスを確保**



- キャッシュレス化、系統間や交通相互間の円滑な接続の構築

(7) 法定協議会の設置方法

- 既存の地域公共交通会議を活用

➤ 構成員の見直しによって**法定協議会**に格上げ

後ほど、協議事項として提案させていただきます。

- 持続可能な規模とする。

➤ 規模が大きくなれば多くの意見を集約できる反面、運営負担が大きくなる。

(8) 法定協議会メンバーの責務

- 「参加要請応諾義務」と「協議結果の尊重義務」が生じる。

➤ 法定協議会への参加を要請された場合、正当な理由がある場合を除き、それを拒むことはできない。

➤ 法定協議会で決定された内容を尊重し、策定された計画（向かうべき方向や目標値等）の実現に努力しなければならない。

(9) 高砂市の目指す地域公共交通計画

① 鉄道駅を交通結節点とすることで公共交通の結びつきを確保し、市内循環ネットワークを基本とした公共交通網をめざす。

- 広域交通の鉄道と地域交通のバス（じょうとんバス含む）やタクシーとの緊密な連携を構築
- 鉄道とのスムーズな乗り換え
- 商業施設、市民病院、公共施設及び観光施設（地）へのアクセスの向上
- 通勤・通学及び市民の生活パターンの向上

② 速達性を確保することにより、公共交通の効率化を図る。

- じょうとんバスの再編（時刻、ルート等）
- 鉄道とのスムーズな乗り換え
- 決済方法の構築（交通系ＩＣカード以外の各種スマートフォン決済等）
- タクシーのスムーズな配車

③ 採算性を研究することにより、持続可能な公共交通とする。

- じょうとんバスの車両小型化
- 市と地元自治会・協議会との連携による運行日・運行本数を指定した新たなじょうとんバスのゾーン設定の研究
- サービスの提供（公共性）と相反関係にある採算性の研究

④ 役割分担の明確化とその連携を図る。

- 公共交通と福祉交通の役割明確化
- 相互の連携を図ることによる移動手段の充実

⑤ 利便性向上のための運行改善や情報技術の導入、移動手段を有する事業者との連携を検討する。

- ＩＴ技術等の導入による利便性の向上
- 地域の輸送資源の活用（官民連携）を検討

⑥ コミュニティバスの相互乗り入れ（広域連携）を検討する。

- 加古川市及び姫路市との連携
- 課題整理
- 事業費の負担

⑦ 各計画を達成するための具体的な事業及び目標値等の設定を行う。

- 個別事業の内容と事業主体の具体化
- スケジュール
- 目標値の設定と進捗状況の確認
- 評価手法